

鳥栖市

障害者ハンドブック



※この冊子は、大切に保管して下さい。



令和5年4月現在

鳥栖市高齢障害福祉課 TEL : 0942-85-3642

目 次

手帳交付を受けるには

身体障害者手帳	2
療育手帳	2
精神障害者保健福祉手帳	3

福祉サービスについて

介護給付費	4
訓練等給付費	5
障害児通所支援事業	7
高額障害福祉サービス等給付費	7
地域生活支援事業	8
日常生活用具の給付・貸与	9
補装具の交付・修理	9
ストマ用装具費助成	10

相談の窓口は

障害児（者）の各種相談	11
自閉症・発達障害支援センター	11
発達障害者相談	11
雇用・就労の相談	12
福祉サービス利用援助事業	12

年金・手当・共済制度について

障害基礎年金	13
障害厚生年金	13
特別障害者手当	14
障害児福祉手当	14
特別児童扶養手当	15
児童扶養手当	16
心身障害児（者）扶養共済制度	17

医療サービスについて

自立支援医療（更生医療）の給付	18
自立支援医療（育成医療）の給付	18
自立支援医療（精神通院）の給付	19
重度心身障害者医療助成	20
後期高齢者医療制度への加入	20

自動車の運転のために	
自動車改造費の助成	2 1
障害者自動車運転免許取得費助成	2 1
自動車税等の減免	2 2
パーキングパーミット	2 4
ヘルプマーク・ヘルプカードについて	2 5
運賃・料金の割引等について	
J R運賃	2 5
バス運賃	2 6
タクシー運賃	2 6
福祉タクシー料金	2 6
有料道路	2 7
航空運賃	2 8
NHK放送受信料	2 8
携帯電話基本使用料等	2 9
無料番号案内（ふれあい案内）	2 9
青い鳥郵便はがきの無償配布	2 9
市報とす音声版（CD）の配布	3 0
市報とす点字版の配布	3 0
資料	
日常生活用具給付一覧表	3 1
税の障害者控除	3 8
障害者相談員について	3 9
障害者福祉関係機関	4 0

【ご利用の前に】

令和5年4月現在のサービス内容等を掲載しております。

年度途中で変更されることがありますので、事前に必ず各相談窓口にご確認ください。

身体障害者手帳を受けるには

身体障害者手帳とは、身体障害のある方に対して、助言・相談や各種のサービスを受けやすくするための手帳です。なお、手帳交付後に障害の程度が変わった場合にも同じような手続きが必要です。

○交付対象となるのは……

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語障害、そしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓に一定以上の永続する障害を有する方

○身体障害者手帳交付申請に必要なもの

- ・申請書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・医師の診断書・意見書（身体障害者福祉法第15条の規定により指定された医師が作成したもの。用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・本人の写真（縦4cm×横3cm、無帽正面上半身、1年以内撮影）
- ・個人番号の分かるもの

※申請から交付までに約1ヶ月～2ヶ月程度かかります。

療育手帳を受けるには

知的障害のある方に対して、助言・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

○療育手帳交付申請に必要なもの

- ・申請書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・本人の写真（縦4cm×横3cm、無帽正面上半身、1年以内撮影）
- ・母子手帳 ・その他資料（検査結果、通知表等）

※新規の方は、申請から交付までに約4ヶ月程度かかります。

※まず、高齢障害福祉課窓口にて聞き取り調査を行います。その後18歳未満の方は、佐賀県中央児童相談所での心理判定、18歳以上の方は、知的障害者更生相談所での心理判定が必要です。（18歳以上で新規申請をされる方は、18歳未満で障害が発症した事がわかる資料が必要になります。）

精神障害者保健福祉手帳を受けるには

一定の精神障害の状態にある方に対して、助言・相談や各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

○精神障害者保健福祉手帳交付申請に必要なもの

- ・申請書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・本人の写真（縦4cm×横3cm、無帽正面上半身、1年以内撮影）
- ・印鑑（年金証書で申請する場合） ・個人番号の分かるもの
- ・（1）または（2）
 - （1）医師の診断書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）
 - （2）障害年金証書（障害年金証書の理由が精神障害であるもの）及び同意書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）

※申請から交付まで2ヶ月程度かかります。

障害者手帳の交付を受けた方、保護者の方

- 手帳を他人にゆずったり、貸したりすることはできません。
- 住所、氏名が変わったとき…高齢障害福祉課への届け出が必要です。
- 紛失や棄損したとき…高齢障害福祉課で再交付の手続き（再交付申請書、写真等）をしてください。（診断書は必要ありません。）
- 障害の程度が変わったり、新たな障害が加わったりしたとき…高齢障害福祉課で等級変更の手続き（再交付申請書及び医師の診断書、写真等）をしてください。障害の程度が軽くなった場合も等級変更の手続きをしてください。
- 手帳の再交付を受けたとき、死亡などで不要になったとき…高齢障害福祉課へすみやかに返還してください。（手帳返還届、手帳）
- 手帳の中に再判定（要再認定）の日付が記載されている場合は、その日までに再判定を受けてください。



障害者総合支援法のサービスについて

福祉サービスには、それぞれの方の障害の程度や社会活動、介護者、住居等の状況を踏まえ、個別に支給決定が行なわれる「**障害福祉サービス**」と、市が実施主体となり、地域・利用者の状況に応じて対応する「**地域生活支援事業**」があります。

なお、65歳以上（介護保険制度で定められた特定疾病による場合は40歳以上）の方は、介護保険制度が優先されます。

対象者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病がある方です。

■ 障害福祉サービス

1 介護給付費（介護の支援を受ける場合）

サービス	内 容	対 象 者
居 宅 介 護 (ホームヘルプサービス)	身体障害または知的障害、精神障害のために、入浴等の介助、家事援助等を必要とされる家庭にホームヘルパーを派遣し、食事、掃除、洗濯、買い物等身のまわりのお世話や介助を行います。	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者 障害児
重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴や排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者
行 動 援 護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、行動の際の危険を回避するために、必要な支援、外出時における移動支援等を行います。	知的障害者 精神障害者 障害児
重度障害者包括支援	常時介護を必要とする障害者であって、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。	身体障害者 知的障害者
短期入所（宿泊） (ショートステイ)	障害者（児）を介護されている方が、疾病や休養などにより一時的に介護	身体障害者 知的障害者

	できない場合等に、障害者（児）の方は施設での支援を受けることができます。	精神障害者 難病患者 障害児
療 養 介 護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の介護等を行いません。	医療と常時介護を必要とする身体障害者
生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護等を行なうとともに、創作的活動又は、生産活動の機会を提供します。	身体障害者 知的障害者 難病患者
同 行 援 護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。	視覚障害者
障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行いません。	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病患者

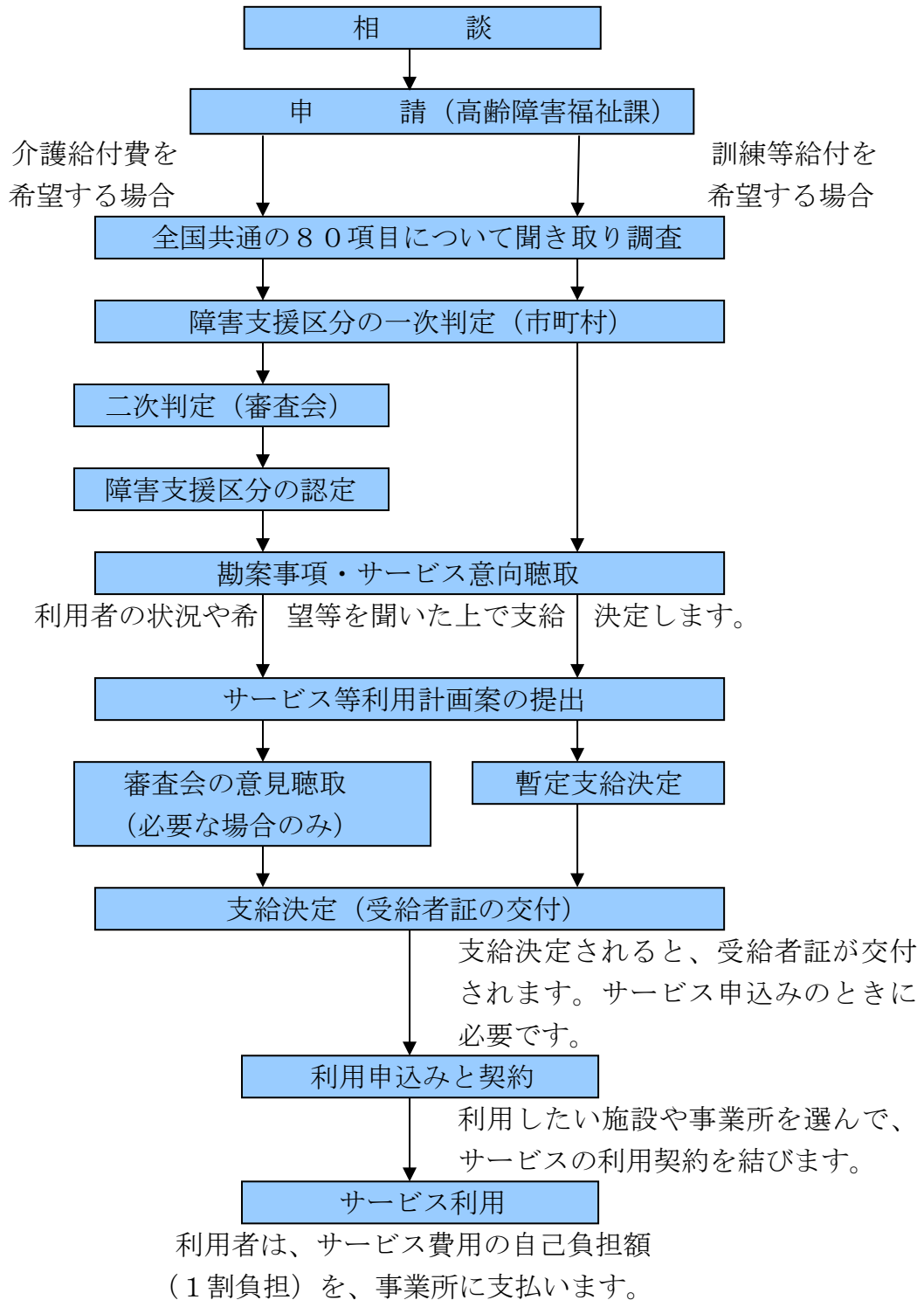
2 訓練等給付（訓練等の支援を受ける場合）

施設に入ってリハビリを受けながら生活したり、もしくは、施設に通ったりして自宅で生活するための訓練を受けることができます。

サービス	内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労に移行した人に、一定期間事業所・家族との連絡調整等を行います
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に、一定期間定期的な訪問

	等を行います。
--	---------

(障害福祉サービスを利用するための手続き)



3 障害児通所支援

サービス	内容
児童発達支援	小学校就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害がある児童に、上記の児童発達支援に加えて治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、保育所などにおける障害児以外の児童との集団生活への適応のために、障害児本人への訓練又は保育所の保育士、幼稚園・小学校などの教諭に対する支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

■ 高額障害福祉サービス等給付費

障害福祉サービス・障害児通所（または入所）支援・補装具などのサービスを併用したために、一月の利用者負担額の合計が基準額を超えたときは、申請をすると、超過分の金額が高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児（通所・入所）給付費として助成されます。（償還払い）

手続きに必要なもの

- ・申請書（用紙は高齢障害福祉課にあります）
- ・領収書原本（利用しているサービス等すべての領収書が必要です）
- ・振込先の通帳
- ・個人番号が分かるもの

■ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において法定化された、市町村が事業主体となる事業で、障害のある方がその能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供するものです。

サービス	内容
外出介護	一人で外出することが困難な方が円滑に外出できるよう、支援します。
日中一時支援	日中の介護者がいない方に、活動の場を提供します。
地域生活支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
福祉ホーム	住居を必要としている障害のある方に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
訪問入浴サービス	身体障害者手帳をお持ちの在宅の方で、移送に耐えられない等の事情で通所による入浴サービスを受けることが困難な方を対象に、移動入浴車を対象者の自宅に派遣し、入浴介助を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚及び音声・言語機能障害のある人に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、手話通訳員や要約筆記者を派遣する事業です。

障害者総合支援法の制度では、以上のようなサービスが受けられます。利用するためには、事前に高齢障害福祉課で支給申請の手続きが必要です。

利用料については、原則1割負担です。

○申請に必要なもの

- ・申請書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか



日常生活用具の給付・貸与を受けるには

在宅の重度の障害者（児）の方の日常生活をより便利にしていくため、各種日常生活用具の給付や貸与を行っています。（詳しくは巻末ページに掲載。）

○申請に必要なもの

- ・申請書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・見積書
- ・カタログ等
- ・個人番号のわかるもの

○購入される前に、必ず高齢障害福祉課にご相談ください。

この制度は現物給付制度です。用具購入後及び代金支払い後の助成はありませんのでご注意ください。

- 原則 1 割の自己負担があります。ただし、世帯の課税状況により一定の負担上限額が設定されます。
- 介護保険の要介護・要支援認定を受けられている方で、介護保険の対象となる品目の場合は、原則として介護保険による貸与が優先します。
- 原則として耐用年数を経過するまでは、新たに給付を受けることはできません。
- 入院中、施設入所中の方は対象外です。（頭部保護帽、人工喉、ストマ用具（消化器系）及びストマ用具（尿路系）は除く。）

補装具の交付・修理を受けるには

身体障害者（児）の方の障害を補い、より日常生活や社会生活を容易にするための補装具の交付又は修理を行っています。

○補装具の交付対象者及び品目

対 象 者	品 目
視覚障害者（児）	眼鏡、義眼、視覚障害者安全つえ
聴覚障害者（児）	補聴器 人工内耳用音声信号処理装置の修理
肢体不自由者（児）	義肢、装具、座位保持装置、（電動）車いす、歩行器、意思伝達装置
肢体不自由児のみ	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※補装具は、新しく交付されると原則として2～5年間は同一の補装具が交付されません。このため、給付を受ける前に、自分の体に合うよう十分確認することが大切です。

○申請に必要なもの

- ・申請書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）・個人番号の分かるもの
- ・見積書
- ・身体障害者手帳
- ・医師の意見書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）

○購入又は修理を依頼される前に、必ず高齢障害福祉課へご相談ください。

装具作成後及び代金支払い後の助成はありませんのでご注意ください。

- 原則 1 割の自己負担があります。ただし、世帯の課税状況により一定の負担上限額が設定されます。
- 品目によっては、医師（県指定の医師）の意見書または身体障害者更生相談所での来所判定等が必要な場合があります。
- 介護保険の要介護・要支援認定を受けている方で、介護保険の対象となる品目の場合は、原則として介護保険による貸与が優先されます。

ストマ用装具費の助成を受けるには

直腸・膀胱機能障害をお持ちの方が、日常使用しなければならないストマ用装具の購入に要する経費に対し助成しています。

対 象 人工肛門・膀胱の造設者で、身体障害者手帳を所持している方

助 成 額 年額12,000円（限度額）

※一定の所得制限があります。

○申請に必要なもの

- ・申請書
- ・領収書

○対象者の方には、申請時期に案内をお送りします。

障 害 児 （ 者 ） の 各 種 相 談

在宅障害児（者）の地域における生活を支援するため、巡回相談、各種相談等を行っています。

施 設 名	住 所	連絡先
鳥栖・三養基地区総合 相談支援センター (NPO法人 キャッチ)	鳥栖市宿町104 1番地3	☎ 87-8956 ✉ so-sodan@tosumiyaki- sodan.or.jp
鳥栖・三養基地区相談 支援センター 「若楠療育園」	鳥栖市弥生が丘2 丁目134番地1	☎ 83-1228 ✉ soudan@wakakusu-swc.or.jp
鳥栖・三養基地区相談 支援センター 「こころね」	三養基郡みやき町 大字白壁2927	☎ 81-6001 ✉ cocorone@kofukai.or.jp
障害者就業・生活支援 センター もしもしネット	鳥栖市弥生が丘2 丁目135番地2	☎ 87-8976 (FAX) 87-8991

発 達 障 害 児 ・ 者 相 談

発達障害児・者、およびその家族のまたは発達障害の疑いがある方等からの相談をお受けしています。

- 相談窓口** (1) 佐賀県東部発達障害者支援センター「^{ゆい}結」
(鳥栖市江島町「朝日山学園」内)
TEL : 0942-81-5728
FAX : 0942-81-5729



- (2) 発達障害児（者）専門相談窓口

- 場所** 鳥栖・三養基地区総合相談支援センター キャッチ
場所：鳥栖市宿町1041番地3
相談日：第1・第3水曜日
TEL : 0942-87-8956
申込先 NPO法人それいゆ
TEL : 0952-37-0250
(電話での申込みとなります。)

雇 用 ・ 就 労 の 相 談

障害者の雇用については、公共職業安定所（ハローワーク）や佐賀障害者職業センターで相談に応じています。また、障害のために一般の企業等への就労が困難な方については、就労移行支援施設での職業指導訓練等を受けて、自立を目指すこともできます。

相談窓口 鳥栖公共職業安定所 （TEL：0942-82-3108）
佐賀障害者職業センター（TEL：0952-24-8030）



福 祉 サ ー ビ ス 利 用 援 助 事 業

知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な方を対象に利用できる福祉サービスの紹介やアドバイスを行い、福祉サービスを受けるために必要な手続きなどのお手伝いを行うほか、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどを行います。

相談窓口 鳥栖市社会福祉協議会（鳥栖市社会福祉会館内）
（TEL：0942-81-5480）

※サービス利用料については、直接お問い合わせください。（有料です。）

障 害 基 礎 年 金 に つ い て

国民年金の加入者が重度の障害者になられた場合（または、加入者であった方のうち年金未受給者で60歳から64歳までの傷病による障害の場合）に受給できます。

相談窓口 市役所 国保年金課（TEL：0942-85-3583）

年金額 1級（重度の障害）年額 976,125円
2級（中度の障害）年額 780,900円

- 障害の認定日、現在の年齢、障害の原因となった傷病の初診日、当時の年金加入状況などによって異なりますので、窓口（国保年金課）でよくご確認ください。
- 年金の等級は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

障 害 厚 生 年 金 に つ い て

厚生年金に加入している方が、疾病や負傷により重度の障害者になられた場合は、障害基礎年金に障害厚生年金を加算して受給することができます。

相談窓口 ①佐賀年金事務所（TEL：0952-31-4191）
②街角の年金相談センター鳥栖・・・鳥栖市役所 東別館1階
（TEL：0942-50-8151）

年金額 個人によって異なります。

- 等級1級、2級は障害基礎年金と同じです。3級は労働に著しい制限を受ける程度の障害です。
- 年金の等級は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

特 別 障 害 者 手 当 に つ い て

在宅の20歳以上の方で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給されます。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係

(TEL: 0942-85-3642)

手当額 月額 27,980円 (令和5年4月から)

2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。

支給制限 ・本人が施設に入所している場合

・病院(診療所)に継続して3か月以上入院するに至った場合

・基準の所得を超える場合

○申請に必要なもの

- ・認定請求書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・診断書()
- ・所得状況届()
- ・口座申出書()
- ・個人番号の分かるもの
- ・請求者名義の預金通帳
- ・その他必要な書類(各種年金証書等)

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳の写し

対象となるのは、おおむね重度の障害が重複している方ですが、診断書等により認定されますので、詳しくは高齢障害福祉課でご相談ください。

障 害 児 福 祉 手 当 に つ い て

20歳未満の方で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする**障害児本人**に支給されます。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係

(TEL: 0942-85-3642)

手当額 月額 15,220円 (令和5年4月から)

2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。

支給制限 ・本人が施設に入所している場合

・児童が障害を支給事由とする公的な年金を受給している場合

・基準の所得を超える場合

○申請に必要なもの

特別障害者手当の場合と同じです。

特別児童扶養手当について

中度以上の障害のある20歳未満の児童を養育する**保護者等**に対し支給されます。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係
(TEL: 0942-85-3642)

手当額 1級(重度) 月額 53,700円(令和5年4月から)
2級(中度) 月額 35,760円(令和5年4月から)
4月、8月、11月の年3回に分けて支給されます。

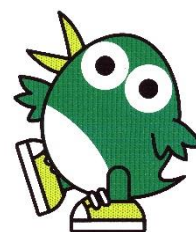
支給制限

- ・児童が施設に入所している場合
- ・児童が障害を支給事由とする公的な年金を受給している場合
- ・保護者の方の所得が基準を超える場合

○申請に必要な書類

- ・請求書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・診断書()
- ・戸籍謄本(必ず全員分) ・個人番号の分かるもの
- ・住民票謄本(続柄等省略されていないもの)
- ・特別児童扶養手当振込先口座申出書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・請求者名義の郵便局、銀行等の通帳写し

対象となるのは、おおむね中度以上の障害のある方ですが、診断書等により認定されますので、詳しくは高齢障害福祉課までご相談ください。



児 童 扶 養 手 当 に つ い て

父親(または母親)が重度の障害者(国民年金の障害1～2級程度)で、18歳未満の児童(心身に中程度以上の障害がある場合は20歳未満)を扶養している父親(または母親)に対し支給されます。

相談窓口 こども育成課 子育て支援係
(TEL: 0942-85-3552)

手 当 額 児童1人につき月額 10,180円～43,160円
(請求者の方の所得により異なります。)
(2人目からは加算額があります。)

支給制限

- ・ 児童が施設に入所している場合
- ・ 対象者が老齢福祉年金以外の公的年金を受給している場合
- ・ 児童が保護者の公的年金の給付加算対象となっている場合

※所得制限があります。



心身障害児（者）扶養共済を受けるには

心身障害児（者）の保護者（加入者）が、一定の掛金を納めることにより、保護者が亡くなられたり、重度の障害者になられた場合に、障害者に年金が支給されるものです。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係
(TEL : 0942-85-3642)

加入者の要件 障害のある方を現に扶養している保護者であって、次の要件の全てに該当する方

- ①県内に住所を有すること
- ②年齢が65歳未満であること
- ③特に疾病や障害がなく健康な状態であること

障害の範囲

- ①知的障害
- ②身体障害（身体障害者1～3級）
- ③精神または身体に永続的な障害のある方で、①または②と同程度の障害と認められるもの

掛金月額 加入時の年齢により変わります。

- ・1口9,300円～23,300円（2口まで加入可）
（令和2年4月1日現在）
- ・掛金は所得状況等により減額されることがあります。

給付金額 月額 20,000円（1口につき）

○申請に必要な書類

- ・加入等申込書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- ・申込者告知書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・心身障害者の障害の種類及び程度を証する書類
- ・年金管理者指定届書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）

自立支援医療（更生医療）の給付を受けるには

身体障害者の障害の軽減や機能回復のため、以下のような医療を受けることができます。ただし、**指定された**医療機関で医療を受けなければなりません。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係
(TEL: 0942-85-3642)

対象者 身体障害者手帳所持者（18歳以上）

給付内容 人工透析、関節手術、心臓手術、腎移植、肝移植、白内障手術、角膜移植術など

○申請に必要なもの

- ・申請書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・医師の意見書（指定医療機関の主として担当する医師が作成したもの。
用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・健康保険証の写し（受診者と同一加入保険の世帯全員分）
- ・年金を受給されている方は、年金額が分かるもの（振込通知書等）
- ・身体障害者手帳 ・個人番号の分かるもの
- ・特定疾病療養受療証の写し（透析の方）

※原則 1 割の自己負担があります。ただし世帯の課税状況により一定の負担上限額が設定されます。

自立支援医療（育成医療）の給付を受けるには

身体障害児の障害の軽減や機能回復のため、以下のような医療を受けることができます。ただし、**指定された**医療機関で医療を受けなければなりません。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係
(TEL: 0942-85-3642)

対象者 身体障害児（18歳未満）

給付内容 口蓋裂、心臓手術、人工透析、食道閉鎖など

○申請に必要なもの 更生医療と同じ（身体障害者手帳はお持ちの場合）

※原則 1 割の自己負担があります。ただし世帯の課税状況により一定の負担上限額が設定されます。

自立支援医療（精神通院）の給付を受けるには

精神障害者の障害の軽減や機能回復のため、以下のような医療を受けることができます。ただし、指定された医療機関で医療を受けなければなりません。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係
(TEL : 0942-85-3642)

対象者 鳥栖市内に居住の方で、精神科の病気のため通院している方

給付内容 統合失調症、うつ病、認知症、てんかん など

○ 申請に必要なもの

- ・ 申請書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）・ 個人番号の分かるもの
- ・ 医師の診断書（所定の様式。用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・ 健康保険証の写し（世帯全員が分かるもの）
- ・ 年金を受給されている方は、年金額が分かるもの（振込通知書等）

※原則 1 割の自己負担があります。ただし世帯の課税状況により一定の負担上限額が設定されます。

<継続>

自立支援医療（精神通院）の有効期間は1年間です。継続の申請は有効期限の3ヶ月前から手続きができます。必要書類については高齢障害福祉課、もしくはかかりつけの医療機関にお尋ねください。

継続時の医師の診断書について、治療方針の変更がない場合は、診断書の添付が2年に1回となっています。



重度心身障害者医療助成を受けるには

重度の心身障害者の方が病院等で診療を受けられた場合に、要した医療費のうち保険診療にかかる自己負担分(入院時食事療養費「標準負担額」を含まない)に対して助成します。ただし、高額療養費、付加給付金は除きます。また、診療月ごとに500円を控除した金額の助成となります。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係
(TEL: 0942-85-3642)

対象者 鳥栖市内に在住する国民健康保険や社会保険又は後期高齢者医療制度による加入者で、

- ①身体障害者手帳1級・2級所持者
- ②療育手帳A所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
(精神病床への入院分は助成対象外)
- ④身体障害者手帳3級所持者かつ知能指数50以下のいずれかに該当する方

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。) ・通帳
- ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・個人番号のわかるもの
- ・健康保険証、後期高齢者医療被保険者証(お持ちの方のみ)

※一定の所得制限があります。

後期高齢者医療制度への加入

一定の障害のある65歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入することができます。

相談窓口 国保年金課 健康保険係 (TEL: 0942-85-3582)

対象者 身体障害者障害程度等級表の1級から3級に該当する方、同表4級の一部に該当する方
療育手帳のA判定をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方
国民年金障害年金1級、2級を受給している方

○詳しくは窓口でご確認ください。

自動車改造費の助成を受けるには

身体障害者本人が運転する自動車について、改造に必要な費用の一部を助成します。必ず事前に申請してください。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係
(TEL: 0942-85-3642)

助成額 100,000円(限度額)

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・改造箇所及び改造費用内訳がわかる見積書
- ・運転免許証
- ・改造前の写真
- ・身体障害者手帳

※一定の所得制限があります。

障害者自動車運転免許取得費助成について

障害者の方が就労など社会参加を進めるために、自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成します。必ず事前に申請してください。

相談窓口 高齢障害福祉課 障害者支援係
(TEL: 0942-85-3642)

助成額 100,000円(限度額)

○申請に必要なもの

- ・申請書(用紙は高齢障害福祉課にあります。)
- ・自動車学校の見積書
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・就労等の事実を証明する書類

※一定の所得制限があります。

自動車税等の減免について

障害者またはその家族、常時介護者が、自動車をもつばら障害者本人の通院、通学、生業のために使用する場合に、自動車税、自動車取得税、軽自動車税が減免されます。

相談窓口 佐賀県税事務所 (TEL: 0952-30-3162)
 軽自動車は 市役所 税務課・市民税係
 (TEL: 0942-85-3588) へ

対象 本人運転、家族・常時介護者運転で次のとおり異なります。

障害区分	本人運転	家族・常時介護者運転 (※4)
視覚障害	1～3級及び4級の1	1～3級及び4級の1
聴覚障害	2～3級	2～3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害	3級 (喉頭摘出者のみ)	なし
上肢機能障害	1～2級	1～2級の1～2 (※1)
下肢機能障害	1～6級	1～2級及び3級の1 (※1)
体幹機能障害	1～3級及び5級	1～3級
運動機能障害	上肢機能 1～2級 (※2)	1～2級 (※2)
	移動機能 1～6級	1～3級 (※3)
内部機能障害 (※5)	1級及び3～4級	1級及び3級
知的障害	A	A
精神障害者	1級	1級

複合障害により身体障害者手帳の等級が上がっている場合は、個々の障害の等級で判断します。(ただし、次の※1の場合は除きます)

※1) 一上肢上腕欠損(2級の3)又は一上肢機能全廃(2級の4)と一下肢大腿1/2欠損(3級の2)又は一下肢機能全廃(3級の3)の複合障害で1級の場合は、家族・常時介護者運転に限ります。

※2) 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く

※3) 一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く

※4) 障害者のみの世帯における常時介護者

※5) 免疫機能・肝機能障害は2級も含む。

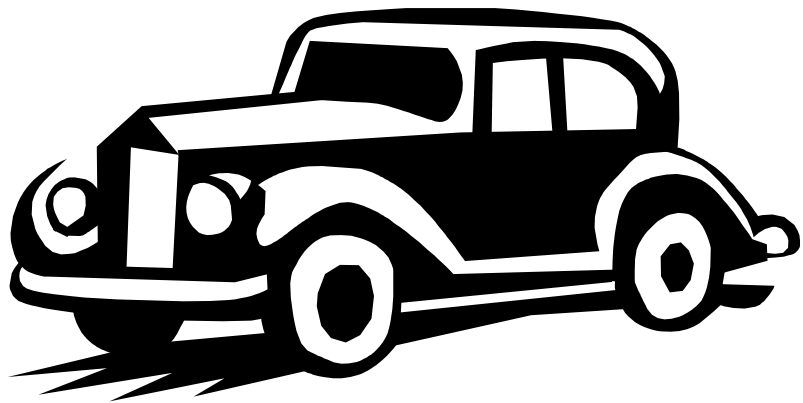
対象車 障害者本人及び障害者と生計を一にする者が取得し、所有する自動車。知的・精神障害者または18歳未満の障害者の場合は、生計を一にする方が取得、所有する車。

◎本人運転の場合

本人運転の場合は、使用目的及び使用回数の制限はありません。身体障害者等が自ら運転し、本人の日常生活の手段として使用されればよいことになっています。

◎家族運転の場合

身体障害者等と生計を一にする者が、身体障害者等のために自動車を運転する家族運転の場合は、使用目的及び使用回数に制限があります。



身体障害者用駐車場利用証(パーキングパーミット)について

障害等で歩行が困難な方に、身体障害者用駐車場利用証(パーキングパーミット)を交付します。駐車場を利用できる方を明らかにし、歩行が困難な方の駐車スペースを確保する制度です。

相談窓口 高齢障害福祉課、保健福祉事務所

区分		有効期限	
(1)身体障害者で歩行が困難な方		5年	
視覚障害	4級以上		
聴覚	聴覚障害		該当なし
	平衡機能障害		5級以上
音声言語機能障害			該当なし
肢体不自由	上肢		2級以上
	下肢		6級以上
	体幹		5級以上
	脳原		上肢機能 移動機能
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸の障害			4級以上
肝臓機能障害			3級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			4級以上
(2)知的障害者			
療育手帳の障害の程度が「 <u>A</u> 」の方			
(3)高齢者で歩行が困難な方			
(4)難病者			
(5)妊産婦		妊娠7ヶ月～産後3ヶ月	
(6)歩行が困難なけが人・病人		1年未満で必要な期間	

申請に必要なもの

身体障害者、知的障害者：障害者手帳の写し

歩行が困難なけが人・病人：身分証明書、診断書等の写し

妊産婦：身分証明書、母子手帳の写し

高齢者：身分証明書、介護保険被保険者証の写し

難病者：身分証明書、特定疾患医療受給者証の写し

ヘルプマーク・ヘルプカードについて

配慮を必要としている方のための「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を交付します。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのものです。

相談窓口 高齢障害福祉課、保健福祉事務所、佐賀県障害福祉課

J R 運賃の割引について

障害者の方が、単独または介護者とともに、J Rを利用する場合に、下記を条件に運賃が割引されます。

相談窓口 J R各駅の窓口

手続き 乗車券購入時に窓口で手帳を提示します。

対 象		券 種	割引率	条 件
第一種 身体障害者または 第一種 療育手帳所持者	単独で乗車の場合	普通乗車券	5割	片道100kmを越える利用のとき
	介護人(※1)と乗車の場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券	5割	なし
第二種 身体障害者または 第二種 療育手帳所持者	単独で乗車の場合	普通乗車券	5割	片道100kmを越える利用のとき
	介護人と乗車の場合	定期乗車券	5割 介護人のみ(※2)	12才未満の身体障害児に限る

※1) 介護人については、鉄道係員が介護能力ありと認める12歳以上の者で、

乗車券の種類、区間、有効期間が本人のものと同じでなければなりません。
※2)本人については小児割引（5割）が適用されます。

バス運賃割引について

相談窓口	佐賀県バス・タクシー協会（TEL：0952-31-2341）
手続き	降車時に手帳の提示が必要です。

対 象		割 引 率
<ul style="list-style-type: none"> ・第一種身体障害者 ・第一種療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級 	本人(介護を必要とする場合は介護者とも)	5 割
<ul style="list-style-type: none"> ・第二種身体障害者 ・第二種療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級、3級 	本人のみ	

県内タクシー運賃割引について

相談窓口	佐賀県バス・タクシー協会（TEL：0952-31-2341）
対 象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者
割 引 率	メーター器表示額の 10%引
手 続 き	降車時に手帳の提示が必要です。

福祉タクシー料金助成について

身体障害者手帳**1級・2級**、または療育手帳**A**、精神障害者保健福祉手帳**1級・2級**をお持ちの障害者の方に対し、タクシー**基本料金**の控除を受けることができる利用券を交付しています。

相談窓口	高齢障害福祉課 障害者支援係 (TEL：0942-85-3642)
------	--------------------------------------

利用できるタクシー会社	市と契約しているタクシー会社 佐賀県バス・タクシー協会加盟のタクシー会社、 久留米旅客自動車事業協同組合加盟のタクシー会社
-------------	---

○申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

有 料 道 路 の 割 引 に つ い て

高速道路株式会社や都道府県の道路公社等が管理する有料道路の通行料金が割引になります。**必ず事前に申請してください。**

相談窓口 高齡障害福祉課 障害者支援係
(TEL: 0942-85-3642)

対 象	対象となる車	割引率
第二種 手帳をお持ちで、障害者が自ら運転する場合	身体障害者またはこれと生計を一にする者が所有する車1台	5 割
第一種 身体障害者手帳または 第一種 療育手帳をお持ちの方が乗車し、その移動のため介護者が自動車を運転する場合	重度障害者、障害者と生計を一にする者が所有する車1台 (障害者等が所有していない場合は、当該障害者を継続して日常的に介護している者が所有する自動車1台)	

○ 申請に必要なもの

<ETCをご利用しない場合>

- ・ 申請書 (用紙は高齡障害福祉課にあります。)
- ・ 車検証
- ・ 身体障害者手帳、または療育手帳
- ・ 運転免許証 (本人運転の場合)

<ETCをご利用される場合>

- ・ 申請書 (用紙は高齡障害福祉課にあります。)
- ・ 車検証
- ・ 身体障害者手帳、または療育手帳
- ・ 運転免許証 (本人運転の場合)
- ・ ETCカード (本人名義のもの)
- ・ ETCセットアップ申込書・証明書

航空運賃の割引について

相談窓口 各国内航空会社

手続き 航空券購入時に身体障害者手帳または療育手帳を販売窓口に提示します。

対	象
第一種身体障害者または第一種療育手帳所持者	12歳以上の本人及び介護を必要とする場合は介護者とも
第二種身体障害者または第二種療育手帳所持者	12歳以上の本人のみ

○割引運賃は航空会社又は路線によって異なります。詳しくは各航空会社または航空券販売窓口にお尋ねください。

NHK放送受信料の減免を受けるには

次の方については、NHKの受信料が減免されます。（高齢障害福祉課の証明が必要です。）

- 【全額免除】
- ①身体障害者がいる市民税（住民税）非課税世帯
 - ②知的障害者がいる市民税（住民税）非課税世帯
 - ③精神障害者がいる市民税（住民税）非課税世帯
 - ④生活保護世帯

- 【半額免除】
- ①重度の障害者（身体・知的・精神）が世帯主の場合
 - ②視覚・聴覚障害者が世帯主の場合

問い合わせ 〒840-8601
佐賀市城内2-15-8
NHK佐賀放送局 TEL：(代表) 0952-28-5000

○申請に必要なもの

- ・申請書（用紙は高齢障害福祉課にあります。）
- ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑

携帯電話基本使用料等の割引について

携帯電話各社（NTTドコモ、au、ソフトバンク等）において、障害者に対する携帯電話基本使用料等の割引を実施されております。なお、割引内容等については、各携帯電話取扱店にお問い合わせください。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

無料番号案内（ふれあい案内）について

NTTの電話番号案内（104）の利用料が無料になるサービスです。

相談窓口 NTTの支店・営業所（TEL：0120-104174）

対象者

- ①身体障害者手帳所持者のうち、
 - ・視覚障害 1級～6級
 - ・上肢障害 1、2級
 - ・体幹障害 1、2級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1、2級
- ②療育手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者

青い鳥郵便はがきの無償配布について

重度の身体障害者および重度の知的障害者の方に、通常郵便葉書が一人につき20枚無料で配布されます。

相談窓口 鳥栖郵便局（TEL：0570-077-254）

対象者

- ①身体障害者手帳1級・2級所持者
- ②療育手帳A（知能指数35以下）所持者

受付期間 毎年4月1日から5月31日まで

手話奉仕員・要約筆記者の派遣について

公的な機関や医療機関を利用する場合などに、手話奉仕員や要約筆記者を派遣します。

対象者 鳥栖市にお住まいの聴覚障害をお持ちの方

相談窓口 高齢障害福祉課

市報とす音声版（CD）の配布

視覚障害をお持ちの方が市報とすの情報を得るために、市報とす音声版（CD）の製作・配布をしています。

対象者 視覚障害をお持ちの方
※視聴するには視覚障害者用ポータブルレコーダーが必要です。
（次頁 日常生活用具給付一覧表参照）

申込み先 一般社団法人 佐賀県視覚障害者団体連合会
〒840-0815
佐賀市天神1丁目4-16
TEL：0952-29-7326

受付期間 随時

担当課 情報政策課 広報統計係（TEL：0942-85-3513）

市報とす点字版の配布

視覚障害をお持ちの方が市報とすの情報を得るために、市報とす点字版の製作・配布をしています。

対象者 視覚障害をお持ちの方

受付期間 随時

申込み先 情報政策課 広報統計係（TEL：0942-85-3513）

■日常生活用具給付一覧表

区分	給付種目	障 害 程 度	耐用年数	備 考
給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	6年	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。【18歳以上】	10年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	5年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）【18歳以上】	6年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	5年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者	—	点字により作成された図書。
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）【18歳以上】	5年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	8年	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	10年	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって必要と認められる者【18歳以上】	6年	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。

区分	給付種目	障 害 程 度	耐用年数	備 考
給付	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	6年	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	聴覚障害者用屋内信号装置（目覚し時計含む。）	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）【18歳以上】	10年	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5年	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。
	人工喉頭	音声機能、言語機能又はそしゃくの障害が3級以上の者	5年	
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上 難病患者等で常時介護を要するもの（診断書により必要と認められる者）	8年	障害者が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。

区分	給付種目	障 害 程 度	耐用年数	備 考
給付	特 殊 便 器	上肢障害2級以上 難病患者等で上肢機能に 障害があるもの (診断書により必要と認められる者)	8年	足踏ペダルにて温水 温風を出し得るもの。 ただし、取替えに 当たり住宅改修を伴 うものを除く。
	特 殊 マ ッ ト	下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する者に限 る。) ※児童【18歳未満】の場合、 下肢又は体幹機能障害2級 以上 難病患者等で寝たきりの状 態にあるもの(診断書により 必要と認められる者)	5年	褥瘡の防止又は失禁 等による汚染又は損 耗を防止できる機能 を有するもの。
	特 殊 寝 台	下肢又は体幹機能障害2級 以上【18歳以上】 難病患者等で寝たきりの状 態にあるもので、18歳以上 のもの(診断書により必要と 認められる者)	8年	腕、脚等の訓練ので きる器具を付帯し、 原則として使用者の 頭部及び脚部の傾斜 角度を個別に調整で きる機能を有するも の。
	特 殊 尿 器	下肢又は体幹機能障害1級 (常時介護を要する者に限 る。) 難病患者等で自力で排尿で きないもの(診断書により必 要と認められる者)	5年	尿が自動的に吸引さ れるもので、障害者 又は介護者が容易に 使用し得るもの。
	浴 槽 (湯沸かし器を 含む)	下肢又は体幹機能障害2級 以上	8年	障害者が容易に使用 し得るもの。(手すり をつけることができる。) ただし、取替えに 当たり住宅改修を 伴うものを除く。
	入 浴 担 架	下肢又は体幹機能障害2級 以上(入浴に当たって、家族 等他人の介助を要する者に 限る。)	5年	障害者を担架に乗せ たままリフト装置に より入浴させるも の。
	体 位 変 換 器	下肢又は体幹機能障害2級 以上(下着交換等に当たっ て、家族等他人の介助を要す る者に限る。) 難病患者等で寝たきりの状 態にあるもの(診断書により 必要と認められる者)	5年	介助者が障害者の体 位を変換させるもの に容易に使用し得る もの。

区分	給付種目	障 害 程 度	耐用年数	備 考
給付	収 尿 器	下肢又は体幹機能の障害があり、脊髄損傷等による排尿障害を有する者	1年	
	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	5年	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。
	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者 難病患者等で、入浴に介護を要するもの (診断書により必要と認められる者)	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの (診断書により必要と認められる者)	4年	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
	移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動において介助を必要とする者 難病患者等で下肢機能に障害があるもの (診断書により必要と認められる者)	8年	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。

区分	給付種目	障 害 程 度	耐用年数	備 考
給付	居宅生活動作補助用具及び住宅改修	上肢、下肢若しくは体幹の機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する6歳以上の者又は視覚障害若しくは内部障害を有する者で、身体障害者手帳の等級が3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害が2級以上の者 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもの(診断書により必要と認められる者)	—	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上のもの	5年	透析液を加温し、一定温度に保つもの。
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行なう者【18歳以上】	10年	障害者が容易に使用しえるもの。
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	難病等患者で人工呼吸器の装着が必要なもの(診断書により必要と認められる者)	5年	
	吸入器 (ネブライザー)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害がある者(診断書により必要と認められる者)	5年	障害者が容易に使用し得るもの。
	火災警報機	障害等級2級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。

区分	給付種目	障 害 程 度	耐用年数	備 考
給付	自 動 消 火 器	障害等級2級以上の者 又は難病患者等で診断書により必要と認められるもの (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	8年	室内温度の異常上昇 又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害がある者 難病患者等で呼吸器機能に障害がある者(診断書により必要と認められる者)	5年	障害者が容易に使用し得るもの。
	訓練いす	下肢、又は体幹機能2級以上 【18歳未満】	5年	原則として付属のテーブルをつけるものとする。
	訓練用ベッド	下肢、又は体幹機能2級以上 【18歳未満】 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害があるもので、18歳未満のもの(診断書により必要と認められるもの)	8年	腕又は脚の訓練ができる器具を備えるものとする。
	頭 部 保 護 帽	下肢又は体幹機能の障害を有し、転倒することから必要と認められる者、又は療育手帳がAの者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者	3年	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
	T 字 状 ・ 棒 状 の 杖	下肢又は体幹機能の障害を有する者	3年	
	点 字 器	視覚障害者で必要と認められる者	7年	

区分	給付種目	障 害 程 度	耐用年数	備 考
貸与	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性が認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	障害者が容易に使用し得るもの。
	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性が認められる者《電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯》	—	障害者が容易に使用し得るもの。
給付	情報・通信支援用具	視覚障害、上肢若しくは乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（上肢機能障害に限る。）を有し、障害等級が2級以上の者	5年	
	ストマ装具（消化器系）	直腸機能の著しい障害	1月	
	ストマ装具（尿路系）	膀胱機能の著しい障害	1月	
	紙おむつ	3歳以上の者で脳原性運動機能障害若しくは先天性疾患により排尿若しくは排便の意思表示が困難なもの、又は下肢若しくは体幹機能障害が2級以上の者若しくは療育手帳がAの者で、常時失禁状態と医師が認めた者	1月	

■税の障害者控除

●所得税（相談窓口：税務署）

内 容	対 象 者	手 帳 等 級			控除額
		身 体	療 育	精 神	
障 害 者 控 除	本人、配偶者、扶養親族が障害者	3～6 級	B	2～3 級	27 万円
特別障害者控除	本人、配偶者、扶養親族が障害者	1～2 級	A	1 級	40 万円
同 居 特 別 障 害 者 控 除 ○納税者が特別 障害者と同居し て いる 場 合	特別障害者が一般の控除対象配偶者				113 万 円
	特別障害者が老人控除対象配偶者				123 万 円
	特別障害者が一般の扶養親族				113 万 円
	特別障害者が特定扶養親族				138 万 円
	特別障害者が同居老親等以外の老親扶養親族				123 万 円
	特別障害者が同居老親等				133 万 円

●住民税（相談窓口：市町村税務課）

内 容	対 象 者	手 帳 等 級			控除額
		身 体	療 育	精 神	
障 害 者 控 除	本人、配偶者、扶養親族が障害者	3～6 級	B	2～3 級	26 万円
特別障害者控除	本人、配偶者、扶養親族が障害者	1～2 級	A	1 級	30 万円
同 居 特 別 障 害 者 控 除 ○納税者が特別 障害者と同居し て いる 場 合	特別障害者が一般の控除対象配偶者				86 万円
	特別障害者が老人控除対象配偶者				91 万円
	特別障害者が一般の扶養親族				86 万円
	特別障害者が特定扶養親族				98 万円
	特別障害者が同居老親等以外の老親扶養親族				91 万円
	特別障害者が同居老親等				98 万円
前年の所得が 125 万円以下の障害者 ※令和 3 年度分（2020 年中の所得）以後は 135 万円以下					非課税

●相続税（相談窓口：税務署）

内 容	控 除 額
心身に障害のある方が相続により財産を取得された場合、原則として、本人が満 85 歳になるまでの年数に右に示す金額を乗じた額が相続税額から控除されます。	障害者 10 万円 特別障害者 20 万円

相 談 し た い と き ・ 困 っ た と き は

鳥栖市社会福祉会館では、毎週金曜、10時から12時まで相談を受け付けています。（事前に予約が必要です）

また、人工肛門・人口膀胱を持つ方、ご家族の方へは、オストメイト交流会&相談会が鳥栖市社会福祉会館で開催されています。（詳しい日程は、オストミー協会へお尋ねください）

身体障害、知的障害に関する日常生活上のことで相談したいとき、困ったときなど様々な相談に応じるために、鳥栖市内に5名の相談員の方がいます。

◎身体障害に関すること(オストミー関連を除く)		
藤井 美佐枝	古賀町	TEL：0942-83-9601
篠原 彰宏	立石町	TEL：0942-82-6847
日下野 邦茂	西田町	TEL：0942-83-8609
◎オストミーに関すること		
中嶋 巧	宿町	TEL：080-1721-0906
◎知的障害に関すること		
大竹 義治	原町	TEL：0942-50-8326

身体障害に関することは、鳥栖市身体障害者福祉協会（TEL：0942-84-0622）知的障害に関することは、鳥栖市手をつなぐ育成会（TEL：0942-82-6080）へもご相談いただけます。

《障害者相談員とは》

◎身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の規定等に基づき、鳥栖市が相談員業務を委託しているものです。

◎ほとんどの方が自らも障害をお持ちか、その家族の方で、障害者福祉に深い理解と関心をお持ちです。

◎相談内容や身上に関する秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

■ 障害者福祉関係機関

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
鳥栖市高齢障害福祉課	841-8511	鳥栖市宿町 1 1 1 8	0942-85-3642
鳥栖市保健センター	841-0037	鳥栖市本町 3 丁目 1496-1	0942-85-3650
鳥栖保健福祉事務所	841-0051	鳥栖市元町 1 2 3 4 - 1	0942-83-2161
佐賀県庁障害福祉課	840-8570	佐賀市城内 1 - 1 - 5 9	0952-25-7064
身体障害者更生相談所	840-0851	佐賀市天祐 1 丁目 8 - 5	0952-26-1212
知的障害者更生相談所			
中央児童相談所			
鳥栖市社会福祉協議会	841-0051	鳥栖市元町 1 2 2 8 - 1	0942-85-3555
佐賀県精神保健福祉センター	845-0001	小城市小城町 1 7 8 - 9	0952-73-5060
鳥栖公共職業安定所	841-0035	鳥栖市東町 1 丁目 1 0 7 3	0942-82-3108
佐賀県税事務所	849-0925	佐賀市八丁畷町 8 - 1	0952-30-3162
鳥栖税務署	841-0036	鳥栖市秋葉町 3 丁目 1 2 - 2	0942-82-2185
佐賀障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐 1 丁目 8 - 5	0952-24-8030
佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐 1 丁目 8 - 5	0952-24-3809
鳥栖市身体障害者福祉協会	841-0038	鳥栖市古野町 6 7 6 - 2	0942-84-0622
鳥栖市手をつなぐ育成会	841-0051	鳥栖市元町 1 2 2 8 - 1	0942-82-6080
鳥栖三養基地区精神障害者 家族会(あけぼのセンター)	841-0038	鳥栖市古野町 6 7 6 - 2	0942-84-0706
鳥栖市視覚障害者福祉協会	841-0074	鳥栖市西新町 1422-214	0942-83-0354
日本オストミー協会佐賀県支部	840-0851	佐賀市天祐 1 丁目 8 - 5	0952-65-5855
一般社団法人 佐賀県視覚障害者団体連合会	840-0815	佐賀市天神 1 丁目 4 - 1 6	0952-29-7326
あんしんサポートセンター	841-0051	鳥栖市元町 1 2 2 8 - 1	0942-81-5480

